

魚沼地区障害福祉組合議会公印規程

平成3年11月22日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、魚沼地区障害福祉組合議会における公印の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

議長印

2 前項に掲げるもののほか、必要な公印を置くことができる。

(ひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、公印の管理及び使用については、魚沼地区障害福祉組合公印規程(平成26年魚沼地区障害福祉組合訓令第7号)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは「議長」と、「園長」とあるのは「事務局書記」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 この規程施行の日の前日までに行った行為で、この規程に係る事項は、この規程により行ったものとみなす。

附 則(平成26年12月25日訓令第7号)

(施行期日)

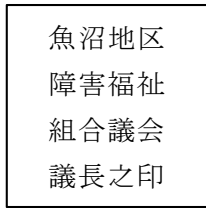
1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程によって行った手続その他の行為は、この規程の規定によって行ったものとみなす。

別表(第3条関係)

第1 ひな形



第2 寸法 方21ミリメートル